

平成 27 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社ノエビアホールディングス
代表者名	代表取締役社長 大倉 俊 (コード番号 4928 東証第1部)
問合せ先	上席執行役員総務部長 小山 隆 電話 078-303-5101

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 9 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる会社役員(取締役(業務執行取締役等であるものを除く。))及び監査役に拡大されたことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものです。

なお、現行定款第 30 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 12 月 9 日 水曜日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 9 日 水曜日

以 上

別紙

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>